

昭和四十七年一月五日提案 昭和四十七年一月七日決議 主査 早坂

長 官 第一部長 参事官
 次 長 参事官補
 總務主幹

集团的自衛権と憲法との關係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあつた標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出してまいりたい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との關係

（参決委（昭四七、九、一四）に付ける水口議員要求の資料）

国際法上、國家は、わが中の集团的自衛権を行使し、自國と連帶關係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃を以てしないに妨がらず、実力をもちて阻止することから正当化されるという地位を有してゐるものとされては、国際連合憲章第五一條、日本國との平和條約

内閣法制局
昭和四十七年十月四日

第五條(C)、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約前文並びに日本國とソビエト社會主義共和國との共同宣言の第二段の規定は、この國際法の原則を宣明したものと認められる。そして、わが國が右の集团的自衛権を有してゐることは、國家である以上、当然と認められる。

（主査）

（附註）

ところで、政府は、從來から一貫して、わが國は國際法

出典：昭和47年政府見解「集团的自衛権と憲法との關係について」原議資料（内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書）より小西洋之事務所作成

下は？
257...

上集团的自衛権を有し、^{（この点）} するとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界と、こゝろものであつて許されないので立場に於て、^{（この点）} 此は次のような考え方に基づくものである。

憲法第九條は、^{（この点）} 同條に、^{（この点）} 内中の戦争を放棄し、^{（この点）} 内中の戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて、^{（この点）} 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、^{（この点）} 第一三條が、^{（この点）} 生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、^{（この点）} 國政の上で、最大の尊重を必要とする旨を定めてゐることから、^{（この点）} わが國がみずかりの存立を全うし國民が平和のうちに生存することまでも放棄して、^{（この点）} 自國の平和と安全を維持しその存立を全うするに、^{（この点）} 必要は自衛の措置をとることを、^{（この点）} 禁じてゐると

は、^{（この点）} 解決されない、^{（この点）} しかし、^{（この点）} 平和主義をその基本原則とする憲法が、^{（この点）} 右に、^{（この点）} 自衛の目的の措置を無制限に認めてゐるとは、^{（この点）} 解決されないであつて、^{（この点）} それ、^{（この点）} あくまで、^{（この点）} 外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、^{（この点）} 國民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置として、^{（この点）} 必要最小限の措置をとるべきものである。

その措置は、^{（この点）} 右の事態を排除するためとされる必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、^{（この点）} わが憲法の下で、^{（この点）} 武力行使を行ふことが許されるのは、^{（この点）} わが國の領土及び國民に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限り、^{（この点）} 限られるのであつて、^{（この点）} したがつて、^{（この点）} 他に、^{（この点）} 國に加えられるに武力攻撃を禁止することをその内容とする集团的自衛権の行使は、^{（この点）} 憲法上許されないので、^{（この点）} わが國を得ない。

2

78

方、当方にはいそいで異を申し立てるに及ばざると考
 える。いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

昭和四七年一月十三日 閣議
 昭和四七年一月十三日 閣議
 三五

長 官 第一部長 参事官 参事官補
 次 長 了 総務主幹 参事官補

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に
 対し提出された水口宏三委員の資料(別添)について、
 同庁から当方の見解を求められた。検討したところ、

内閣法制局

(案)

防衛庁
 47.10.14

参議院水口宏三議員要求資料
 自衛行動の範囲

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来から
 いわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に
 他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当す
 る場合に限られると解している。

2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要限度において、わが
 国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であ
 っても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられな
 い。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ず
 るものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶこと
 ができるものと解している。

3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法
 第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このよう

3

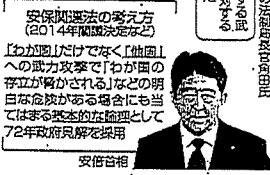
自衛行動の範囲について

1. 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適當な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
2. わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をとえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
3. いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような観点から、一応、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである。」と定義づけるとすれば、このような海外派兵は、憲法上許されないものと解している。
4. わが国に対して誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、その場合においてもたゞ坐して自滅を待つべしということが憲法の趣旨とするところとは解せず、そのような攻撃を防ぐのに方やむを得ない必要最少限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防ぐのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、憲法上、可能であるといふべきものである。
5. さきの参議院決算委員会における水口議員のご質問は、以上のような憲法第9条が許容している自衛行動の範囲について、その具体的適用が個別の場合にどうであるかを明確にされたいのご趣旨かと思われるが、現実の事態においては、事は広範にわたり、そのときの国際情勢、武力攻撃の手段・態様等により千差万別であり、限られた与件のみを仮設して論ずることは適當でないと思われる。一方、具体的な自衛権の発動は、自衛隊の防衛出動という形で行なわれるので国会のご審議を願うという手段が用意されており、現段階において憲法論としては抽象的な原理・基準でやむを得ないものと考えられる。

「集団的自衛権行使に否定的」

政権根拠の72年見解

1972年政府見解
自衛の範囲は、あくまで自衛の
武力攻撃に限定して国民の生命、
自由、尊厳及びその他の権利が根拠
を以て行使される意思、不正
の事案に限定して行使される



作成関与の元法制局幹部

元法制局幹部の関与
「元法制局幹部の関与」
「元法制局幹部の関与」
「元法制局幹部の関与」

「元法制局幹部の関与」
「元法制局幹部の関与」
「元法制局幹部の関与」

出典：平成29年9月2日東京新聞、平成28年9月19日朝日新聞
より小西洋之事務所作成
平成29年12月5日 参議院外交防衛委員会 民進黨・新緑風会 小西洋之

自衛権要件にわが国への適用
旧防衛庁資料も明記

自衛権要件にわが国への適用
旧防衛庁資料も明記
「自衛権要件にわが国への適用」
「旧防衛庁資料も明記」

「自衛権要件にわが国への適用」
「旧防衛庁資料も明記」
「自衛権要件にわが国への適用」

「自衛権要件にわが国への適用」
「旧防衛庁資料も明記」
「自衛権要件にわが国への適用」



2016年 (平成28年)
9月19日
月曜日
秋分の日

安保法1年

まだ「違憲」のままだ

安保法1年
まだ「違憲」のままだ
「安保法1年」
「まだ「違憲」のままだ」

「安保法1年」
「まだ「違憲」のままだ」
「安保法1年」

社説

Editorials

社説
安保法1年
「安保法1年」

「安保法1年」
「安保法1年」
「安保法1年」



【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

社説

【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

安保法成立一年

【東京新聞】安保法成立一年。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

憲法核心評議

2016選抜

< 4 >

【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

崩される「立憲主義」 危機感持って投票を

【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

【東京新聞】自民が憲法改正案を提出するに際しては、国民の理解を得ることが不可欠だ。自民は、国民の理解を得るために、憲法改正案の提出を、国民の理解を得るまで、行わない方針だ。

自衛隊員の服務の宣誓

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、**単独に及び共同して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**個別的の及び集団的の能力**を維持し発展させる。

日米安保条約第3条

締約国は、**個別的に及び相互に協力して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**それぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件**として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。**

「戦闘作戦行動」について（政府統一見解）

（昭和四七、六、七 衆・沖特委）

○中谷委員 前回、事前協議の主題となる戦闘作戦行動についての戦闘作戦行動についての政府の統一見解を求めましたが、この機会にお延べ頂きたいと思えます。

○高島政府委員 お読みします。

（一） 事前協議の主題となる「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」という「戦闘作戦行動」とは、直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動をさすものであり、したがって、米軍がわが国の施設・区域から発進する際の任務・態様がかかる行動のための施設・区域の使用に該当する場合には、米
国はわが国と事前協議を行なう義務を有する。

（二） 我が国の施設・区域を発信基地として使用するような戦闘作戦行動の典型的なものとして考えられるのは、航空部隊による爆撃、空挺部隊の戦場への降下地上部隊の上陸作戦等であるがこのような典型的なもの以外の行動については個々の行動の任務・態様の具体的内容を考慮して判断するよりほかない。

（三） 事前協議の主題とされているのは「日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての施設・区域の使用」であるから、通常の補給、移動、偵察等直接戦闘に従事することを目的としない軍事行動のための施設・区域の使用は、事前協議の対象とならない。

■68-衆-沖縄及び北方問題に関する…-17号 昭和47年06月07日

○吉野政府委員 御承知のとおり、事前協議はいままでわれわれも受けたことがございませんから、したがってそれがいつ行なわれるかということについての指針は何らございませんが、しかしながら、われわれの想像するところによりますと、要するに日本の基地から直接戦闘作戦行動を起こすということであるわけでございますから、最小限度その行動を起こす以前であれば足りるわけなんですが、しかしながら政治的に考えますと、日本の基地をその目的のために使うということは、日米両政府にとりまして非常に重大な決意が要るわけでございます。したがって、このようなことにつきまして、われわれに事前協議をかけてくる米国政府の態度といたしましては、作戦準備とかいうような技術的な行動の前に、そもそも日本の基地を使って作戦行動を行なってよろしいかどうかという、もっと政治的な判断が先行すべきだろうと思えますし、また、それについて日本側の同意を前もって求めておかなければいかぬということになるろうと思えますから、これらの行動は技術的には併行して行なわれる可能性はございますが、しかしながら、われわれに対して相談をしかけてくる時期というものは、政治的な考慮から、したがって時間的にもそういう行動を起こす相当前からわがほうにいってくるのじゃないか、このようにわれわれは想像しておる次第でございます。

■189-衆-本会議-28号 平成27年05月26日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

安保条約を改定したときにも、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことは、既に歴史が、皆さん、証明しています。

したがって、戦争法案という批判は、全く根拠のない、無責任かつ典型的なレッテル張りであり、恥ずかしいと思えます。

■189-参-本会議-34号 平成27年07月27日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

私が日米安保条約の改定やPKO法の制定時のことについて述べたのは、当時も憲法違反や戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことはこれまでの歴史が証明しているからあります。国民の命と平和な暮らしを守り抜くための今回の法案の必要性についても、これまでと同様、必ずや国民の皆様にも正しく御理解をいただけるものと考えています。

日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の最近の例①

2017年12月1日
防衛省

年月日	北朝鮮の主張
2017.3.7 労働新聞	(3月6日のスカッドERの4発発射に関して)訓練には、有事に 日本駐屯米帝侵略軍基地(複数) を打撃する任務を担当している朝鮮人民軍戦略軍火星砲兵部隊が参加した。
2017.5.2 労働新聞	決心さえすれば瞬く間に 日本 はもとより、ハワイ、米国本土までも直撃、破壊する能力を持っている。朝鮮半島で核戦争が起きた場合、米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地となっている 日本 が一番先に放射能の雲で覆われるであろう。日本当局者らは、朝鮮半島でひとたび戦争が起きれば最も大きな被害を受けるのはまさしく 日本 だということをはっきりと知り、分別を持って行動すべきである。
2017.5.20 朝鮮中央通信	日本は主人である米国に追従して反共和国制裁策動に狂奔したことにより、 自らがわが方の打撃圏内にさらに深く入り込む結果 を招いた。 今日、 米本土と太平洋作戦地帯がわが方の打撃圏内 に入っており、殲滅的報復打撃のあらゆる強力な手段がわが方の手中にあるという現実は、罪多い日本が極度の被害妄想に苦しむようにさせている。
2017.5.29 外務省報道官談話	今までは 日本の領土にある米国の侵略的軍事対象 だけがわれわれの戦略軍の照準鏡内に入っていたが、日本が現実を直視できず、あくまで米国に追従してわれわれに敵対的に出くなら、 われわれの標的は変わるしかない 。
2017.6.8 朝鮮平和擁護全国民族委員会スポークスマン声明	今のように日本がわが方の拳の近くで不届きに振る舞っているなら、ひとたび有事となった際には、 米国よりも先に日本列島が丸ごと焦土化 されかねないということを知るべきである

日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の最近の例②

年月日	北朝鮮の主張
2017.8.8 朝鮮中央通信	わが方は既に、 日本列島ごときは決心さえすれば一瞬で焦土化 してしまふことのできる能力を備えて久しい。 はっきり言えば、わが方は最初から日本反動らごときは計算にも入れていない。 わが方の自衛的核武力の高度化措置は、世紀をまたぐ米帝の対朝鮮敵視政策と核戦争威嚇策動を根源的に終息させるための戦略的選択である。
2017.8.15 朝鮮中央通信	敬愛する最高領導者同志の大きな信頼を授かった朝鮮人民軍戦略軍将兵らは、金正恩同志が命令さえ下せば無敵の各発射台に神聖な赤い党旗と最高司令官旗を翻し、 南朝鮮と日本、太平洋作戦地帯と米国本土の打撃対象物を殲滅的な超強力打撃で焦土化 し、反米対決戦の最後の勝利をもたらすという燃えるような決意を固めた。
2017.9.4 統一新報	現在、米軍基地がきめこまかく配置されている 日本列島は、朝鮮の火星砲の射程圏内 に入っている。 8月29日に世界を揺るがした「火星12」型の雷鳴—それが日本に投げ掛けた警告とは何か。日本が米国の対朝鮮侵略戦争の遂行に本格的に乗り出して無謀な狂気を振りまくなら、 日本という島国が丸ごと海に沈むこともあり得る という無言の宣言だとも言うべきであろう。
2017.9.7 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 (朝鮮中央通信)	日本は自分の境遇をはっきりと認識すべきであり、これ以上米国の手足となって醜く振舞いまくってはならない。 日本は、恐ろしい打撃力と命中効果を持つ多種多様な原爆と水爆、ロケット(ミサイル)を保有した世界的な軍事強国である北朝鮮が最も近くにある ということを肝に銘じるべきである。
2017.9.13 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 (朝鮮中央通信)	日本列島上空を飛び越えるわれわれの大陸間弾道ロケット(ICBM)を見てもいまだに正気を取り戻せずにあくどく振る舞う日本の奴らを厳しく懲らしめるべきだ。 取るに足らない日本列島の4つの島を主体の核爆弾で海の中にぶち込むべきだ 。日本はもはや、われわれの近くに置いておく存在ではない。



日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の最近の例③

年月日	北朝鮮の主張
2017.10.2 労働新聞	朝鮮半島情勢の緊張を唆す日本の反共和国制裁・圧力騒動は、すなわち 日本列島に核の雲を吹き寄せる自滅行為 である。 一触即発の情勢がいつ、どの時刻に爆発して核戦争と化すことになるかは誰にも分らないことであるが、ひとたび火が付けば、 瞬時に日本列島全土をのみ込むことになる だろうということはあまりにも自明の事実である。
2017.10.9 労働新聞	もし日本が米国の戦争騒動に便乗するなら、 不可避免的にわが革命武力の強力な打撃手段の標的 にならざるを得ない。ひとたび朝鮮半島で戦争の火の手が上がれば、 日本は絶対に無事ではいられない。日本にある米国の侵略基地(複数)はもとより、戦争に動員される日本のあらゆるものが粉々になりかねない。 日本当局者らに再び警告する。米国をバックにして無分別に振る舞えば、日本列島に取り返しのつかない災いを招きかねない。
2017.10.23 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 (朝鮮中央通信)	日本が米国をバックにし、再侵略の準備に最後の拍車を掛けているのが明らかになった以上、 わが方もやむを得ずそれに合致する強硬な自衛的措置を行使する権利 がある。
2017.10.28 朝鮮アジア太平洋平和委員会報道官声明 (朝鮮中央通信)	日本反動らは老いぼれの精神病患者・トランプの気違いのラッパに相づちを打ちつつ、米国の反共和国対決騒動と戦争策動の手先となって見苦しく調子に乗っているは、 日本列島が丸ごと海の真ん中に水葬されかねない ということを肝に銘じるべきである。
2017.10.29 祖国平和統一委員会 (わが民族同士)	日本反動らは、米国の反共和国対決騒動と戦争策動の手先となって軽挙妄動するなら 日本列島が丸ごと水葬されかねない ということを肝に銘じるべきである。
2017.10.31 労働新聞	米国と日本、南朝鮮傀儡らは、わが方の戦略的地位と大勢の変化も見極めることができずに分別なく狂奔しているは、任意の時刻に米国本土が焦土化し、 日本列島が太平洋に丸ごと水葬 され、南朝鮮の地が廃虚になるという恐ろしい悪夢が現実になりかねないということをはっきりと理解すべきである。

日本を攻撃目標とする北朝鮮の主張の最近の例④

年月日	北朝鮮の主張
2017.11.2 労働新聞	トランプの気違いのラッパに相づちを打ちつつ、米国の反共和国圧殺策動の手先となって無分別に狂奔していたのでは、 日本列島が丸ごと水葬 されかねない
2017.11.20 朝鮮中央通信	ひとたび朝鮮半島で戦争の火が上がれば、 日本も絶対に無事ではいられない。 日本にある米国の侵略基地と共に、戦争に動員される日本の全てのものがめちゃくちゃになりかねない。